

2025年6月30日

## 新設分割に関する事後開示書面

(会社法 811 条 1 項 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

大阪府大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号  
株式会社スマートバリュー  
代表執行役社長 渋谷 順

大阪府大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号  
ウイングアーク NEX 株式会社  
代表取締役社長 渋谷 順

株式会社スマートバリュー（以下「当社」といいます。）は、2025年4月10日付新設分割計画書に基づき、同年6月30日をもって、ウイングアーク NEX 株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、当社が運営するデジタルガバメント事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に基づき、下記の事項を本書面により開示いたします。

### 記

- 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）  
2025年6月30日
- 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）  
本新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はおりません。
- 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）
  - 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 806 条）  
本新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。
  - 新株予約権買取請求手続（会社法第 808 条）

本新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続（会社法第 810 条）

本新設分割において、当社は、本新設分割により新設会社に承継される債務すべてについて併存的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施していません。

4. 本新設分割により新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2025 年 6 月 30 日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のデジタルガバメント事業に付随する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上